

平成十二年法律第二百一号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	金融商品の販売等（第三条—第十条）
第三章	金融サービス仲介業
第一節	総則（第十一条—第二十三条）
第二節	業務（第二十四条—第三十二条）
第三節	経理（第三十三条・第三十四条）
第四節	監督（第三十五条—第三十九条）
第五節	認定金融サービス仲介業協会（第四十条—第五十条）
第六節	指定紛争解決機関（第五十一条—第七十三条）
第七節	雑則（第七十四条—第八十一条）
第四章	金融サービスの利用環境の整備等
第一節	安定的な資産形成の支援等（第八十二条—第八十五条）
第二節	金融経済教育推進機構
第一款	総則（第八十六条・第九十二条）
第二款	設立（第九十三条—第九十七条）
第三款	運営委員会（第九十八条—第一百六条）
第四款	役員等（第一百七条—第一百十八条）
第五款	業務（第一百十九条—第一百二十二条）
第六款	財務及び会計（第一百二十三条—第一百二十九条）
第七款	監督（第一百三十条・第一百三十二条）
第八款	雑則（第一百三十二条—第一百三十五条）
第五章	雜則（第一百三十六条—第一百三十九条）
第六章	罰則（第一百四十条—第一百六十一条）
第七章	没収に関する手続等の特例（第一百六十二条—第一百六十四条）
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に對して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等により、金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金をいう。
この法律において「保険契約」とは、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第一項に規定する保険業を行ふ者が保険者となる保険契約をいう。
この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。
この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。
この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。
この法律において「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産を形成することをいう。

第二章 金融商品の販売等

(定義)

第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 預金等の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二条第四項に規定する掛金の掛金者との締結
- 二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結
- 三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結

- 四 保険契約又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結
- 五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）
- イ 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利
ロ 譲渡性預金証書をもつて表示される金銭債権（有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあっては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるものを除く。）
ハ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産
- 七 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。）の締結
- 八 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ
- 九 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ
- 十 金利、通貨の価格その他指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ
- 十一 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為
- 十二 二号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為（顧客のために行われるものを含む。）をいう。
- 十三条 二号に掲げるものに該当するもの又は当該取引の取次ぎ
- 十四条 金融商品販売業者等の説明義務
- 一 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるもの）をいう。
- 二 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。
- 三 この章及び第六章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。
- 四 当該金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下この章において「重要事項」という。）について説明をしなければならない。
- 一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この章において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該指標
- ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該指標
- ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売を行なう者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがある旨
- イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該者
- ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行なう者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該者
- ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該事由
- ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該事由
- ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 七 当該金融商品の販売の対象である権利行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

第一項第一号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる他の財産であつて政令で定めるもの（以下この項及び第七条第二項において「金銭相当物」という。）がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額をえた額）が、当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなる者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭以外の財産の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額をえた額）を上回ることとなるおそれをいう。

4 第一項第二号、第四号及び第六号の「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該金融商品の販売（前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為で、以下この項において同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証金その他の保証金の金銭の額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この号において「保証金相当物」という。）がある場合にあっては、当該額に当該保証金相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額をえた額。次号及び第三号において同じ。）を上回ることとなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行ふ者その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証金その他の保証金の金銭の額を上回ることとなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証金その他の保証金の金銭の額を上回ることとなるおそれ

四 前三号に準ずるものとして政令で定めるもの

四 第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

5 第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為にあっては、これらの規定に規定する契約の内容

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあっては、当該規定に規定する有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ロに係るものに限る。）にあっては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる債務の内容

四 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに係るものに限る。）にあっては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容（当該権利が存在しないときは、その旨）及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

五 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに係るものに限る。）にあっては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容（当該権利が存在しないときは、その旨）及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為にあっては、これらの規定に規定する取引の仕組み

七 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

八 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

九 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十一 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十二 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十三 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十四 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十五 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十六 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十七 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十八 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

十九 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十一 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十二 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十三 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十四 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十五 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十六 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十七 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十八 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

二十九 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十一 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十二 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十三 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十四 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十五 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十六 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十七 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

三十八 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあっては、政令で定める事項

第五条 金融商品販売業者は、金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対して、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下この章において「断定的判断の提供等」という。）を行つてはならない。

（金融商品販売業者等の損害賠償責任）

第六条 金融商品販売業者は、顧客に対し第四条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において当該重要事項について説明をしなかつたとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行つたときは、これによつて生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

（損害の額の推定）

第七条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。

二 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあっては、当該合計額にこれら金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額をえた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなる者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得したこととなる金銭の合計額をえた額）を上回ることとなるおそれ

らの金銭以外の財産の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたものとの処分価額の合計額とを合算した額を控除した金額をいう。

第八条 重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

（勧誘の適正の確保）

第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

第十一条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第一百五十四条において「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 効率の方法及び時間帯に關し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則

（定義）

第十二条 この章、第五章及び第六章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他行政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

イ 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ（2）及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ（7）において同じ。）

信用金庫

信用金庫連合会

労働金庫

労働金庫連合会

信用協同組合

協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（5）において同じ。）

農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（3）において同じ。）

農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行つるものに限る。第十五条第二号ニ（3）において同じ。）

漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行つるものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行つるものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

ワカツルヌフローラ（水産加工業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行つるものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

水産加工業協同組合（水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行つるものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

ヨコハマ水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行つるものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

ヨコハマ農林中央金庫（農林中央金庫）

二 前号イからヨコまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。）

三 第一号イからヨコまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

3 この章において「保険媒介業務」とは、保険業法（昭和七十六年法律第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人（同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号又は第二号ニ（10）において同じ。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人（同法第二十五回に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。）並びに損害保険会社（同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）及び同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。）及び使用人並びに特定少額短期保険募集人（同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。）以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行う業務をいう。）

- 一 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。）
- 二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）
- 三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。）
- 4 この章及び第百三十七条第二項第三号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行つるもの及び金融商品仲介業者（同法第二十二条項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号ニ（11）並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行つ者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。
- 第一次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第一条第八項第十号に該当するものを除く。）
- イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者
- ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関
- 二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介
- 三 第二号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）
- 四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介
- 5 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。
- この章及び第六章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- この章、第五章及び第六章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。
- この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。
- この章及び第六章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。
- この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続をいう。
- この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をできるものをいう。第六節において同じ。）を處理する手續をいう。
- この章において「紛争解決基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。
- （登録）
- 第十二条 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。
- （登録の申請）
- 第十三条 前条の登録を受けようとする者（以下第十五条までにおいて「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称
- 三 金融サービス仲介業を行ふ営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。）
- 五 貸金業貸付媒介業務を行う場合には、貸金業貸付媒介業務に関して広告又は勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの
- 六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行ふ場合にあつては、その旨
- 七 他に事業を行うときは、その事業の種類

- 八 其の他内閣府令で定める事項
2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面
二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるもの）を記載した書類
三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第五号イ、ロ、ハ（2）を除く。又はホ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面
六 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面
七 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、第十五条第八号に該当しないことを誓約する書面
八 その他内閣府令で定める書類
(登録の実施)

第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
三 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
(登録の拒否)

第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 金融サービス仲介業者であつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（1）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
ロ 銀行主要株主（銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主をいう。次号ニ（2）において同じ。）であつた者が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。同号ニ（2）において同じ。）であつた者が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた者が同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
ハ 特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ（3）において同じ。）であつた者が同法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（3）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
二 特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第六百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ（4）において同じ。）であつた者が同法第六百八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六百六条第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（4）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（4）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
ホ 信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ（5）において同じ。）であつた者が同法第六条の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（5）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
ヘ 信用金庫代理業者（信用金庫法（昭和二十六年法律第一百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号ニ（6）において同じ。）であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
ト 長期信用銀行主要株主（長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主をいう。次号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。同号ニ（7）において同じ。）であ

た者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの）、労働金庫代理業者（労働金庫法（昭和二十八年法律第一百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号ニ（8）において同じ。）であつた者が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの）、農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第一項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号ニ（9）において同じ。）であつた者が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（9）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの）、特定保険募集人であつた者が保険業法第三百七十七条第一項の規定により司法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた者が同項の規定により司法第二百八十六条

ルの登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(10)において同じ。)を受けた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。金融商品取引業者であつた者が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者(同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号二(11)において同じ。)があつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り

消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号二（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。同号二（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務をいう。ル及び同号二（11）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者があつた者が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定による届出をした者をいう。第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号二（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号二（1）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者があつた者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の二十一第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号二（11）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高東取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高東取引行為者をいう。同号二（11）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の

五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号二（1）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務を行っていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの。

二 貸金業者であつた者が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を取り消された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二（12）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録の更新を取り消された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二（12）において同じ。）から五年を経過しないもの。

ワ
この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十一年法律第三十二号）、六年法律第一百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第一百八十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等處罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

金匱要略

タレ
金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者
電子金融サービス仲介業務を行いう場合には、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ソ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧

客の保護に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則(当該者又はその役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。)若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

二 法人である場合にあっては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

次のいずれかに該当する者

- (1) 金融サービス仲介業者であった法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- (2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可(当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
- (3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を取り消された場合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの
- (4) 特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第八十条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第八十条第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であつた法人が同法第一百二十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの
- (5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であつた法人が中小企業等協同組合法第六十条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外國の法令の規定により当該外國において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの
- (6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であつた法人が信用金庫法第八十九条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であつた法人が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは长期信用銀行代理業者であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の免許(当該免許、認可若しくは許可(当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- (7) 長期信用銀行であつた法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合、長期信用銀行主要株主であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、长期信用銀行持株会社であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは长期信用銀行代理業者であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の免許(当該免許、認可若しくは許可(当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- (8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であつた法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であつた法人が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 前号イからカまでにいづれかに該当する者

ミ 個人である場合にあつては、次のいづれかに該当する者

イ 前号イからホまでのいづれかに該当する者

ロ 金融サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。）が前号イからヘまでのいづれかに該当する者

四 預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者

五 保険媒介業務を行う場合にあつては、次のいづれかに該当する者

イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人

ロ 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人

ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいづれかに該当する者のある者

(1) 第二号イからヘまで又はイ若しくはロのいづれかに該当する者

(2) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）に関し著しく不適当な行為をした者

(3) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人

二 法人である場合にあつては、役員のうちにイ、ロ又はハ（2）若しくは（3）のいづれかに該当する者のある者

三 个人である場合にあつては、金融サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ（2）若しくは（3）のいづれかに該当する者

六 有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、銀行その他政令で定める者

七 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、政令で定める使用人のうちに第二号イからヘまでのいづれかに該当する者のある者

(変更登録等)

第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務を」とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務を」と、同条第七号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。

3 金融サービス仲介業者が次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき 当該金融サービス仲介業者

二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき 当該金融サービス仲介業者

三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき その金融サービス仲介業を廃止

四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき その相続人

五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うもの又は金融商品仲介業者

二 貸金業貸付媒介業務 貸金業者

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき 内閣府令で定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

6 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたときは、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失う。

（銀行法等の特例）

第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかわらず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二条第二項及び第二十八条第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ないとして内閣府令で定める場合に限る。）。

2 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六十条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

3 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

4 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行うときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

5 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条 電子金融サービス仲介業者を行なう金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかる電子決済等代行業（同法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

一 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる处分を受け、その处分の日から五年を経過しない者

（1） 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

（2） 農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

（3） 水産業協同組合法第一百七十七条第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法第一百十条第一項の登録の取消し

（4） 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し

（5） 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第二項の登録の取消し

（6） 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し

（7） 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録の取消し

（8） 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

（9） 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

（3）（2）（1） 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

- 水産業協同組合法第百十六条第四項の規定による同法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
- 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
- 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4)
- この法律、銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
- 二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外國の法令による刑を含む。に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 法人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。
- 二イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
- 二ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者
- 二イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- 二ロ 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者
- 3 個人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。
- 3イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- 3ロ 前号ロ(1)から(9)までに掲げる处分を受けた場合において、その处分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその处分の日から五年を経過しないもの
- 3(2) 法人が前号ハ(1)から(10)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの
- 3(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者
- 4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 電子決済等代行業の業務内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 三 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 電子決済等代行業の業務内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。
- (商号等の使用制限)
- 第十九条** (金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。
(標識の掲示等)
- 第二十条** 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
- 2 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、インターネットを利用する方法その他
の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。
- 3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。

(保
正
金)

- 第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。
2 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等（顧客・顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約に関する保証人となつた者をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託（第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ。）を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。

6 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関する権利を有する。
に先立ち弁済を受ける権利を有する。

第二節 業務

(金融サービス仲介業者の誠実義務)

第二十四条

第三回 金剛の御見面と金剛の御見聞

（情報の提供）

第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対して次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別
- 三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他金融サービス仲介業者の権限に関する事項
- 四 第二十七条の規定の趣旨
- 五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項
- 六 その他内閣府令で定める事項
- 2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
- (業務運営に関する措置)
- 2 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に關し、この法律又は他の法律に定めがあるものを除き、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- (金銭等の預託の禁止)
- 2 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ないと認めた場合は、この限りでない。
- (指定紛争解決機関との契約締結義務等)
- 第二十八条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。**
- 一 当該金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置
- イ 指定預金等媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が預金等媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置
- ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に關する苦情処理措置（顧客等からの苦情の処理の業務に從事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十二条第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。）及び紛争解決措置（顧客等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。）
- 二 当該金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置
- イ 指定保険媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が保険媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定保険媒介紛争解決機関との間で保険媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置
- ロ 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合 保険媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置
- 三 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置
- イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置
- ロ 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合 有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置
- 四 当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置
- イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関との間で貸金業貸付媒介業務に係る手續実施基本契約を締結する措置
- ロ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合 貸金業貸付媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置
- 前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等（貸金業法第二条第六項に規定する資金需要者等をいう。）若しくは債務者等（同条第五項に規定する債務者等をいう。）であった者をいう。
- 3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。
- 一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
- 二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの一の指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの一の指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関若しくは同項第四号イの一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。）の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（金融商品取引法の準用）

第三十一条 金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条第一項第三号	有価証券売買取引等	特定金融サービス契約の締結
第三十九条第二項各号	有価証券等 ため、 として内閣府令で定めるもの の提供	特定金融サービス契約 特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、 (特定預金等契約及び特定保険契約を除く特定金融サービス契約にあつては、内閣府令で定めるものに限る。)
第三十九条第三項	と金融商品取引業者等 と金融商品取引行為	特定預金等契約及び特定保険契約にあつては、内閣府令で定めるものに限る。) との行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るもの(これらの行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るもの)を除く。)
第三十九条第四項	第二条第八項第九号	と相手方金融機関 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第四項第三号
第四十条第一号	金融商品取引行為	金融サービス契約の締結
第四十五条第一号	締結した	特定期の媒介を行つた
第四十五条第二号	(貸金業法の準用)	
第三十二条	貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条(第一項第四号を除く。)、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条(第二項第五号を除く。)及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第十二条の六第一号	貸付けの契約	貸付けの契約(貸金業貸付媒介業務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下同じ。)
第十二条の八第五項	貸付け	貸付け(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)
第十五条第一項第一号	の商号	及び貸主(金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)が行う貸金業貸付媒介業務により顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。)の商号
第十五条第二項	電磁的記録	電磁的記録(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。)
第十六条第一項第一号	貸金業者 これに を締結しよう	これに同法第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者が行う貸金業貸付媒介業務の顧客若しくは貸主以外の貸金業者
第十六条第二項第一号	貸金業者 を締結しよう	金融サービス仲介業者が行う貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をしよう
第十六条の二第一項第一号	の商号 締結する	締結、又は当該契約が成立する
第十六条の二第一項第一号	及び貸主の商号	及び貸主の商号
第十六条の二第一項第一号	貸主	貸主
第十六条の二第二項第一号	貸金業者 を締結した	貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者又は貸主
第十七条第一項第一号	の商号 の締結又はその媒介をした	の締結又はその媒介をした
第十七条第二項第一号	貸主	及び貸主の商号
第十七条第三号	貸金業者 を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をした
第十七条第五項	貸金業者 に係る契約を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。次条第三項において同じ。)に係る契約の締結又はその媒介をした
第十七条第六項	前条の帳簿	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類
第十九条の二	(業務に関する帳簿書類)	
第三節 経理		

第三十三条 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第三十四条 金融サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち顧客の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、金融サービス仲介業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により公表しなければならない。

第四節 監督

(報告又は資料の提出)

第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行う者（次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。）に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その必要な限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

2 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

3 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

4 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

5 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

6 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

7 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、その他金融サービス仲介業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者が、同条第二項の規定により適用する銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の处分に違反した場合その他電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

1 第十五条第一号イからヘまでのいずれかに該当するとき。

2 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあつては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ（2）若しくは（3）に該当するとき。

4 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

5 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

第三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。
- 二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

第五節 認定金融サービス仲介業協会

（認定金融サービス仲介業協会の認定）

第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。
- 二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第一百四十八条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。
- 三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。
- 四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定金融サービス仲介業協会の業務）

第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行ふものとする。

- 一 会員が金融サービス仲介業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の行う金融サービス仲介業に関する契約の内容の適正化その他金融サービス仲介業の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- 三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱い情報の適正な取扱いのために必要な規則の制定
- 四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- 五 金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- 六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等（第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。第四十三条第一項及び次節において同じ。）からの苦情の処理
- 七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務
- 八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報
- 九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務
(会員名簿の縦覧等)

第四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（顧客等からの苦情に関する対応）

第四十三条 認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

（認定金融サービス仲介業協会への報告等）

第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

（秘密保持義務等）

第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、その職務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四十六条 (定款の記載事項)
一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一條第一項各号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第四十七条 (業務規程)
認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四十八条 (報告又は資料の提出)
内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）を受ける者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(第六節 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行ふ者として、指定することができる。

1 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

2 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

3 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

4 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに基づく命令又はこれらに基づく处分に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七、紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するためには充分

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的であると認められること

な理由が付されたものに限る。」を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合となつたこと。
前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む）を添収し、及びその結果を記載して書類を作成しなければならない。

場合、内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(指定の申請)
第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

二
三
主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は名称若しくは商号
前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの）
三 業務規程

組織に関する事項を記載した書類
財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの
前条第二項に規定する書類その他同様第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げる
(秘密保持義務等)

^{第53条} 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第一項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関するて知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）
若しくはその顧客等又はこれらの者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。
当事者である金剛サービス何ヶ業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金剛サービス何ヶ業者をいふ。以下この頁において同じ。）

第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。
一 手続実施基本契約の内容に関する事項

五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等（以下この節において単に「当事者」という。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2

前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。
- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。
- 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。
- 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。
- 六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項
- 3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。
- 4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。
 - 二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害關係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。
 - 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対しても不當な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
 - 四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第二条第一項第七号に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。
 - 五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めてること。
 - 六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めてること。
 - 七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に對し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。
 - 八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に對し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手續を定めていること。
 - 九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手續を定めていること。
 - 十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
 - 十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。
 - 十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

- 十三、紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知すること。
- 十四、指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
- 5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 6 第一項第五号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。
- 7 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものをいう。
- 8 一、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。
- 二、当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知った日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
- 三、当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
- 四、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことと加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。
- 五、内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
- （手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）
- 第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び加入金融サービス仲介業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。
- （暴力団員等の使用の禁止）
- 第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第一条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。
- （差別的取扱いの禁止）
- 第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- （記録の保存）
- 第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。
- （苦情処理手続）
- 第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならぬ。
- （紛争解決手続）
- 第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。
- 3 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。
- 4 指定紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一、弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上ある者
- 二、金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上ある者
- 三、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者
- 4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められる時間が通算して五年以上である者

とその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第二百二十五条第四項及び第五項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

5 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続の申立てをした年月日

6 紛争解決手続の実施の経緯

7 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

8 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの（時効の完成猶予）

第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、又は第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

（訴訟手続の中止）

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

2 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても、不服を申し立てることができない。

（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称等の使用制限）

第六十六条 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第二百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（変更の届出）

第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。（手続実施基本契約の締結等の届出）

第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

第七節 雜則

(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(外務員の登録)

第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者（以下この節において「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

一 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利にあつては、同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

(1) 売買の媒介の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。第百四十三条第七号において同じ。）を行わせてはならない。

(外務員の権限)

第七十六条 外務員は、金融サービス仲介業者に代わって、前条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行ふ権限を有するものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であった場合においては、適用しない。

(金融商品取引法の準用)

第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条第三項	第一項
第六十四条第三項第三号ハ	第六十六条の二十五
第六十四条第五項	前項（第六十六条の二十五
第六十四条第六項	第一項に
第六十四条第六項	若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者
第六十四条第六項	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
第六十四条第六項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項に
第六十四条第六項	外務員登録原簿（同項に規定する外務員登録原簿をいう。第六十四条の六において同じ。）
第六十四条第六項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の二第一項第一号	第六十四条の二第一項第一号
第六十四条の二第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イからイまで
第六十四条の二第一項第一号	外務員（
第六十四条の二第一項第一号	若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者
第六十四条の二第一項第一号	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
第六十四条の四	前条第一項に規定する外務員
第六十四条の四	前条第一項に規定する外務員
第六十四条の四第一号	第六十四条第一項
第六十四条の四第一号	第二十九条の四第一項第二号イ
第六十四条の四第一号	第二十九条の四第一項第二号ロからロまで
第六十四条の四第一号	第六十四条の四第一項第二号イからロまで
第六十四条の五第一項第一号	第六十四条の五第一項第一号
第六十四条の五第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イからロまで
第六十四条の五第一項第一号	第六十四条の五第一項第一号
第六十四条の五第一項第一号	第六十四条の五第一項第一号
第六十四条の六	第六十四条の六
第六十四条の六	登録原簿
第六十四条の六	解散し
第六十四条の六	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号
第六十四条の六	金融サービス仲介業のうち金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項各号

- 二　国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項
- イ　国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項
- ロ　国民の安定的な資産形成に関する施設の利用の促進に関する事項
- ハ　国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項
- 三　国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項
- 四　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるべき事項
- イ　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ロ　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようときは、金融審議会の意見を聞くものとする。
- ハ　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 五　内閣総理大臣は、基本方針による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 六　政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。
- 七　政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 八　第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
- (地方公共団体及び民間事業者に対する支援)
- 第九十三条　国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (地方公共団体の施策)
- 第八十四条　地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。
- (事業主の責務)
- 第八十五条　事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。
- 第二節　金融経済教育推進機構
- 第一款　総則
- (機構の目的)
- 第八十六条　金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(事業主の責務)
- 第八十七条　機構は、法人とする。
- (数)
- 第八十八条　機構は、一を限り、設立されるものとする。
- (資本金)
- 第八十九条　機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。
- 2　機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- (名称)
- 第九十条　機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。
- 2　機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。
- (登記)
- 第九十一条　機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- (一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)
- 第九十二条　一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。
- 第二款　設立
- (発起人)
- 第九十三条　機構を設立するには、金融又は経済に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。
(定款の作成等)
- 第九十四条　発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。
- 2　前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 二 目的**
- 二　名称
- 三　事務所の所在地
- 四　資本金及び出資に関する事項
- 五　運営委員会に関する事項
- 六　役員に関する事項
- 七　業務及びその執行に関する事項
- 八　財務及び会計に関する事項
- 九　定款の変更に関する事項
- 十　公告の方法
- (設立の認可等)
- 第九十五条** 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。
- 3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時において、第一百九条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。
- (事務の引継ぎ)
- 第九十六条** 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
- (設立の登記)
- 第九十七条** 第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
- 第三款 運営委員会**
- (設置)**
- 第九十八条 機構に、運営委員会を置く。**
- (権限)
- 第九十九条** 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならぬ。
- 一 定款の変更
 - 二 業務方法書の作成又は変更
 - 三 予算及び事業計画の作成又は変更
 - 四 決算
 - 五 その他運営委員会が特に必要と認める事項
- (組織)
- 第一百条** 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事事をもつて組織する。
- 2 運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
- 4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。
- (委員の任期)
- 第一百一条** 委員は、金融、経済、教育活動又は年金制度に関して専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。
- 2 委員は、再任されることができる。
- (委員の解任)
- 第一百二条** 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 委員の解任
- 第一百三条** 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。
- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第一百四条 運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
(委員の秘密保持義務)

第一百五条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。
(委員の地位)

第一百六条 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 役員等

(役員)

第一百七条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第一百八条 理事長は、機構を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第一百九条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第一百十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第一百十一条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第一百十二条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第百三条各号のいずれかに該当するに至ったときその他の役員たるに適しないと認めるときは、第百九条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第一百十三条 役員（非常勤の者を除く。）は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第一百十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第一百十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第一百十六条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第一百十七条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務等)

第一百十八条 第百五条及び第百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。

第五款 業務

(業務の範囲)

第一百十九条 機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 金融経済教育を行うこと。
- 二 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。
- 三 金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
(業務の委託)

第一百二十条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の業務の一部を委託することができる。

第一百二十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第一百二十二条 前項の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員で、当該委託を受けた業務に従事するものについて準用する。

（業務方法書）
2 前項の業務方法書には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

第一百二十三条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六款 財務及び会計

(事業年度)

第一百二十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
2 内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第一百二十四条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)
2 機構は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第一百二十五条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他の内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という。)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

**4 財務諸表等は、電磁的記録をもつて作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。**

(利益及び損失の処理)

第一百二十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第百十九条の業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)
第一百二十七条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(余裕金の運用)

第一百二十八条 機構は、次の方によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

三 その他内閣府令で定める方法

(内閣府令への委任)

第一百二十九条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第七款 監督

(監督)

第一百三十条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

- 2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第一百三十二条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八款 雜則

(定款の変更)

第一百三十二条 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第一百三十三条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(資金の確保)

第一百三十四条 国は、金融経済教育の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(内閣府令への委任)

第一百三十五条 この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 雜則

(関係者相互の連携及び協力)

第一百三十六条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 2 國、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
(権限の委任)

第一百三十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

- 2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 1 第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（第十一條第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

- 2 第三十六条第一項及び第二項の規定による権限（第十一條第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

- 3 第四十八条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）

第四十九条 第一項及び第二項の規定による権限

- 3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）

- 4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

- 6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

- 7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に關しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(委員会に対する審査請求)

第一百三十八条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に對してのみ行うことができる。

(経過措置)

第一百三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第一百四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約（同法第二百条の五第一項に規定する運用実績運動型保険契約をいう。）に係るものに限る。）をしたとき。

四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

六 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。

七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

八 第三十九条の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

九 第三十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客以外の者（第十一条第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

一〇 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約に係るものを除く。）をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。

一一 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

一二 第五十条の規定による命令に違反したとき。

一三 第百四十二条次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一四 第百四十三条又は第五十二条の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

一五 第二十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客以外の者（第十一条第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

一六 第三十二条において準用する貸金業法第十一条の七の規定に違反したとき。

一七 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

一八 第三十二条において準用する貸金業法第十八条第一条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

一九 第三十二条において準用する貸金業法第十九条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

二〇 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二一 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二二 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条第一項又は第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

二三 第三十二条において準用する貸金業法第二十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

二四 第三十二条において準用する貸金業法第二十四条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

二五 第三十二条において準用する貸金業法第二十五条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

二六 第三十二条において準用する貸金業法第二十六条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

二七 第三十二条において準用する貸金業法第二十七条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

二八 第三十二条において準用する貸金業法第二十八条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

二九 第三十二条において準用する貸金業法第二十九条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三〇 第三十二条において準用する貸金業法第三十条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三一 第三十二条において準用する貸金業法第三十一条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三二 第三十二条において準用する貸金業法第三十二条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三三 第三十二条において準用する貸金業法第三十三条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三四 第三十二条において準用する貸金業法第三十四条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三五 第三十二条において準用する貸金業法第三十五条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三六 第三十二条において準用する貸金業法第三十六条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三七 第三十二条において準用する貸金業法第三十七条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三八 第三十二条において準用する貸金業法第三十八条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

三九 第三十二条において準用する貸金業法第三十九条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四〇 第三十二条において準用する貸金業法第四十条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四一 第三十二条において準用する貸金業法第四十一条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四二 第三十二条において準用する貸金業法第四十二条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四三 第三十二条において準用する貸金業法第四十三条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四四 第三十二条において準用する貸金業法第四十四条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四五 第三十二条において準用する貸金業法第四十五条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四五六 第三十二条において準用する貸金業法第四十六条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四五七 第三十二条において準用する貸金業法第四十七条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

四五八 第三十二条において準用する貸金業法第四十八条第一項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

- 第五十三条第一項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 六 第五十三条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき。
- 第一百四十四条** 前条第四号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第一項」とあるのは、「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第一項」と読み替えるものとする。
- 第一百四十五条** 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第一百四十六条** 第百五条（第百十八条及び第一百二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第一百四十七条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかつたとき。
- 二 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する貸金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。
- 三 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。
- 四 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。
- 五 第三十二条において準用する貸金業法第十五条第二項の規定に違反して、第十三条第一項第五号に掲げる事項又は同法第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録したとき。
- 六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- 第一百四十八条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
- 一 第十八条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第一項の規定に違反したとき。
- 三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項（第四号を除く。）に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。
- 三の二 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。
- 四 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。
- 五 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があった場合に取立てを行いう者の氏名その他他の事項を明らかにしなかつたとき。
- 六 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。
- 七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。
- 第一百四十九条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。
- 三 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。
- 第一百五十条** 第百三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第一百五十五条** 第百三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存したとき。
- 一 第十九条の規定に違反したとき。
- 二 第二十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第二十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。
- 四 第四十七条の規定に違反したとき。
- 五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七十八条第四項の規定に違反したとき。

法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても各本条の罰金刑を科する。

一 第百四十条（第七号を除く。）又は第一百四十一条（第一号を除く。）三億円以下の罰金刑

二 第百四十二条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。）二億円以下の罰金刑

三 第百四十三条第二号、第四号又は第五号 一億円以下の罰金刑

四 第百四十三条第七号、第一百四十一条第一号、第一百四十二条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第一百四十三条（第二号、第四号及び第五号を除く。）、第一百四十七条から第一百四十九条まで又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条第四項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反して供託しなかつた者

二 第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百五十四条 第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

第一百五十五条 第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に准ずる者を含む。以下この条及び第一百六十条において同じ。）、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十七条の規定による命令に違反したとき。

二 第四十二条第一項又は第六十五条の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

三 第七十八条第五項の規定に違反して届出を怠つたとき。

第一百五十七条 第九十条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百五十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九十五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第百十九条に規定する業務を行つたとき。

四 第二百五十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたとき。

五 第二百二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三百十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第一百五十九条 第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十二条 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。

第七章 没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第一百六十二条 第百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百六十四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百四十四条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第一百四十四条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第一百四十四条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるものほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

第一百六十三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第百四十三条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録をする財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第一百六十四条 第百四十三条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に金融商品販売業者等が業として行つた金融商品の販売等について適用する。

（重要事項についての説明に關する経過措置）

2 この法律の施行後に業として行わる金融商品の販売等について、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相当する事項について説明が行われているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要な事項について説明を行つたものとみなす。

（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十二条 この法律の施行前に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成一六年一二月八日法律第一五九号）抄

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百九条 この法律の施行前に、第百六十二条の規定による改正前の金融商品の販売等に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為（旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第二条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの業務（次項において「原動機付自転車等責任保険募集取扱業務」という。）に関するものを除く。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、第百六条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（次項において「新法」という。）の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為（原動機付自転車等責任保険募集取扱業務に関するものに限る。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第一十七条第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則

（平成二四年九月一一日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定

公布の日

二 第一条 次条及び附則第十七条の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

公布の日

第十八条 附則第一条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

抄

第十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

（令和元年六月七日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 金融商品販売業者等（第三条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（以下この条において「新金融商品販売法」という。）第二条第三項に規定する金融商品販売業者等をいいう。）が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三条第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行つた場合には、当該説明を同項の規定により行つた説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

附 則

（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄

（施行期日）

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定

公布の日

（金融サービス仲介業者及び認定金融サービス仲介業協会に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律（次項において「金融サービス提供法」という。）第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会又は認定金融サービス仲介業協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、金融サービス提供法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

（令和三年五月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) **附 則** (令和三年六月一六日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (令和四年六月一〇日法律第六一號) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任) **附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (令和五年一月二九日法律第七九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (令和五年一月二九日法律第七九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。